



(参考)専門的知見を有する常勤職員135人の内訳(※複数該当者を含む)

- ① 環境省の人材登録事業(鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター)又は農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者:39人(29%)
- ② 環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会(初級編又は上級編)又は農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修(座学研修(一連のすべての講座を含む)又はフィールド実習研修)を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者:22人(16%)
- ③ 大学及び大学院において、鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有する者(※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者):37人(27%)
- ④ 上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者(例えば、鳥獣管理士の資格保有者、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者、鳥獣保護管理について各地域で講義や講演を多数実施されている経験豊富な方、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者として検討会委員を委嘱されている方 等):48人(36%)